

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330001

研究課題名（和文） 法史・国制史における「伝統」と「構築」——転換期を中心とした多層的アプローチ

研究課題名（英文） “Tradition” and “Construction” in Legal and Constitutional History - Multi-Layered Approach mainly to the Transitional Periods

研究代表者

田口 正樹（TAGUCHI MASAKI）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20206931

研究成果の概要（和文）：古代末期ローマ帝国西部のローマ法、中世初期の「ローマ帝国」概念、西方世界からの使節のビザンツ皇帝観、中世後期ドイツの裁判提案、中世後期から近世のドイツ都市と領邦君主の関係、近代ドイツの歴史法学とそれに対する批判、日本中世における古典の機能、ローマ法学の登場から見た法学の特質、などの論点の検討を通じて、前代までの伝統が利用されつつ、同時代の認識と現代の研究の枠組による変形を経て、歴史事象が成立するという過程が具体的に明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The historical events emerge through the use of the traditions, the contemporary acknowledgments and the framework of the modern inquiries. This recognition has been acquired especially by the investigation of the following topics: the Roman law of the West in the late antiquity, the notion of the Roman empire in the early middle ages, the image of the Byzantine emperor from the viewpoint of an Ottonian delegate, the proposal for the arbitration in later medieval Germany, the relationship between territorial lord and city in later medieval and early modern Germany, the historical school of law in modern Germany and criticism against it, the functions of the classics in Japanese middle ages, and the characteristics of the jurisprudence found at the birth of the ancient Roman jurisprudence.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2011年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2012年度	3,000,000	900,000	3,900,000
年度			
年度			
総計	12,600,000	3,780,000	16,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ローマ法 ローマ帝国 皇帝 裁判 都市 ドイツ 古典 法学

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究のメンバーの多くは、長年比較国制史・比較法史を大きなテーマとして共同研究を続けてきた。平成19年度から21年度にかけては、「西洋と日本における国制史研

究の方法的再定位——史料論・学問史の視点から」というタイトルのもと、史料解釈の新しい手法の検討と学問史的省察を通じて、今後の国制史研究の方向を模索した。その過程で、法史・国制史のさまざまな局面における「伝統」と「構築」の関係を、今日的水準で

検討することが課題として浮上してきた。

(2) いわゆる言語論的転回以後、客観的実体とは区別された、言語を通じての主観的認識によってさまざまな事象が「構築」されるという側面を強調する構築主義（構成主義）的な見方が歴史学研究的の諸分野でも広がりを見せており、上記研究でも今後こうした見方との本格的な取り組みが必要であることが確認されてきた。しかし他方で、さまざまな局面における「構築」が、完全に自由に行われるのではなく、「伝統」と総称しうるものを素材とし、その制約のもとで行われるという側面を持つことに注意する必要がある。

(3) そこで、こうした「伝統」と「構築」との緊張関係をテーマとし、法史・国制史のさまざまな局面における「伝統」の転位、変容、利用、再生産などの現象に注目することによって、「伝統」と「構築」の複雑な相互作用を解明することがめざされることとなった。その際、西洋の法史・国制史上の転換期に特に注目し、また日本との比較および現代的法理論との照合を行いつつ、検討をすすめることが意図された。

## 2. 研究の目的

本研究は、西洋古代から近代までの法史と国制史における「伝統」と「構築」の相互作用を、転換期に重点を置き、また日本との比較と現代法理論との照合をまじえつつ、具体的なテーマに即して解明することをめざした。一般的な研究課題は以下のとおりであった。

(1) 西洋古代から中世、中世から近世、近世から近代への転換期において、過去に起源を有する制度・法・概念などが、どの程度残存し、どの程度改変されていくかを、具体的なテーマに即して確認する。

(2) それらのテーマについて、同時代人の意識のレベルで、何が「伝統」としてとらえられ、それをどのように維持ないし改変するものと考えられていたかを探求し、「伝統」を前提にいかなる「構築」がなされているのかを明らかにする。

(3) 当該テーマについて、研究者側の「伝統」観とその変容についての理解を学問史的に析出し、それとの関係で(1)と(2)の検討によって得られた認識を位置づける。

(4) 以上のような西洋について得られた認識を、日本と比較した場合、双方の特徴はどのようなものか、また現代の法理論と突き合わせた場合、どのような示唆が得られるかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究では、「伝統」と「構築」の関係を3つのレベルで多層的に考察しようとした。第一は、過去に起源を持つ事象としての「伝統」が転換期においてどの程度維持され、どの程度改変されるかという、いわば実体レベル、第二は、各時代の主観的認識の中で、何が「伝統」として把握され、それがいかに変換されると考えられるかという、いわば文化史的レベル、第三は、研究者の間で何が「伝統」としてとらえられ、それがどう変質すると見なされてきたかという、いわば学問史的レベルである。

(2) 研究組織としては、古代・中世転換期班、中世・近世転換期班、近世・近代転換期班、比較・現代法理論班を設けた。各班のメンバーは、それぞれの分担課題の検討を進めた。全体のとりまとめは研究代表者が行った。

(3) この過程で、メンバーの何人かは海外へ赴き、外国人研究者との意見交換、文書館・図書館における史料・文献の収集、学会等での研究発表を行った。

(4) こうした各分担者および各班ごとの作業をふまえて、年に2回、全体研究会を開いて班横断的な議論を行った。また、全体研究会などに海外から研究者（ペーター・ランダウ、アンダース・ウィンローズ、ペーター・エストマン）を招いて、意見を交わした。

## 4. 研究成果

全体として、前代までの伝統が利用されつつ、同時代の認識と現代の研究の枠組による変形を経て、歴史事象が成立するという過程が具体的に明らかになった。主な成果は以下のとおりである。

(1) ①古代末期のローマ帝国西部におけるローマ法学の変容が、いわゆる『ガイウス抄約』と古典期のガイウスの『法学提要』との比較を通じて検討された。その結果、『ガイウス抄約』は単に『法学提要』の複雑な部分を脱落させて法学としてのレベル低下を示しているというわけではなく、婦女後見の取り扱いや、地役権分類の簡素化に見られるように、むしろ既に形骸化した法制度の整理や、当時の帝国西部の実態への適応を行っているという理解が示された。かつての学説による「卑俗法」という性格付けに反して、この時期のローマ法学がある種創造的な作用を見せつつ変容していくことが指摘された。

②古代から中世へ引き継がれた「ローマ帝国」の観念について、近時のミュラー＝メルテンスの研究によりつつ、ドイツを中心とした中世初期の諸史料が検討された。カロリング朝期からオットー朝期までの史料に現れ

る「ローマ帝国」は都市ローマ、ローマ大公領、いわゆる総督領など中部イタリアの地域を意味していたと考えられ、政治的には皇帝と教皇の共同所領とでもいうべき性格の領域であった。一方 11 世紀のザーリ朝期に入ると、アルプス以北も含めたザーリア支配下の領域全体を「ローマ帝国」とする理解が登場し、広まった。こうした転換は、オットー朝末期からザーリ朝初期にかけて進展した、皇帝支配の基盤拡大という実体的基礎を有していたと考えられる。

③ローマ帝国と皇帝権に関しては、オットー朝期にたびたびビザンツ帝国に使節として派遣されたクレモナのリウトプラントと彼の『使節記』などの史料を対象として、別の角度からも検討された。リウトプラントの皇帝観が、南イタリアにおけるオットー朝とビザンツとの政治的対立という文脈を背景として、コンスタンティノープルとそこの皇帝を中心的位置に置きつつも、オットー朝、ローマ教皇、ローマ市、彼自身が属するランゴバルド・イタリアの伝統など複合的な要素を含み込んで成り立っていることが明らかにされた。

(2) ①中世後期ドイツの貴族および都市を当事者とする紛争における行動様式の変化が検討された。実力行使が、一定の手続的要件のもとで正当な法的手段として認められていた一方で、既に 14 世紀末から、平和的解決に応じる用意がある旨の宣言(=裁判提案)が史料に登場し、15 世紀には南ドイツで広く普及した。両当事者が対抗的に宣言を公表しあうことが珍しくなくなり、その適否を判定する手続も登場した。こうした展開は、実力行使の伝統がなお残りつつも、紛争当事者を含む社会の中で、それが次第に正当性を失い、平和的解決へとシフトしていく過程を示すものと言えよう。

②中世から近世への転換期におけるドイツ領邦国家と都市との関係の変化が、都市マインツを対象として検討された。中世後期には、都市領主たる大司教と市民との関係は、双務契約的性質を持つ誠実宣誓によって規定され、その一方で都市参事会を中心とする市民自治が、更に内部に自律的な同業組合(ツンフト)を含みつつ展開されていた。近世に入ると、市民の誠実宣誓は存続するが市民側の片務性を強め、大司教による特権付与の意義が大きくなった。やはり存続した都市参事会も君主の統治機構に組み込まれた中間権力としての性格を強め、ツンフト規約も君主条令化がすすんだ。全体として、中世後期には自律性を強く持っていた諸組織が、形式的に存続しつつも、君主権力のもとに統合されていたのである。

(3) ドイツ近代法学を築いたサヴィニーらの歴史法学の意義を明らかにするために、ガ

ンスの歴史法学批判と彼の法学観が検討された。ガンスは比較を重視した普通法史の構想を掲げつつ、歴史法学を、過去の材料のみを重視して現実との関連を喪失するものと批判した。しかし、現行法とりわけ立法を重視するガンスの法学観は、実はドイツ近世の「パンデクテンの現代的慣用」や後期自然法論の考え方に近いもので、必ずしも革新的であったわけではない。むしろ、ガンスらの批判を受けて、法成立論や法源論における理論装備を強化し、更にローマ法源を素材とする体系的法学の樹立へと進んでいったサヴィニーらの斬新さが、ガンスの法学観との対比では一層際立つのである。

(4) 日本史に関しては、日本中世における古典の意義が検討され、貴族政治体制のあるべき姿を後代において「構築」するうえで、源氏物語が中心的な意味を持ったことが指摘された。貴族の日記にも現れた「見立て」というスタンスをも背景に、源氏物語の各部分が、あるべき朝廷を復元する際の典拠として、本来の作品の文脈から切り離された形で用いられた。また、それが足利将軍家など武家の公家化にあたっても手引きとして活用されて、政治的現実をも形成していくこととなった。一方、近世に入ると、古典テキストの標準化や、一体をなす作品として古典を読む態度など、中世とは異なる古典の取り扱いが出現すると考えられるのである。

(5) 法の適用としてはとらえにくい現代型訴訟の意義の増大、裁判の結果を法学的論拠としうるかという問題、更には結果による正当化を志向する利益衡量論をどう評価するかという問題などの現代的問題状況を念頭に、古代ローマにおける法学の成立とその背景が改めて検討された。グナエウス・フラウィウスおよびその背後のアッピウス・クラウディウスとクイントゥス・ファビウスおよび彼の党派との対抗関係、その背景にある同盟都市の位置づけの違いが確認されつつも、ファビウスらの側から出てくる法学の新しさが、占有保護にかかわる訴訟文言の付加と厳密化という点に求められ、また当事者と訴訟を見守る周囲の視線に注意を払うべきことが指摘されて、法学登場の原点から、伝統的な仕組みを発展させつつ、新たな状況に対処するという法学の基本的スタイルが析出された。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 31 件)

1. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」比較法研究 74 号、P.206-216、2012、査読有

2. 田口正樹「〔翻訳〕ヴォルフガング・カイザー「中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat.fol. 269 を例として」」北大法学論集 63 巻 2 号、P.219-240、2012、査読無
  3. 田口正樹「ルーポルト・フォン・ベーンブルクの帝国論——14 世紀中葉の帝国とドイツ人——」北大法学論集 63 巻 1 号、P.1-45、2012、査読無
  4. 田口正樹「フリードベルク城対フリードベルク市——中世後期ドイツの継続的紛争——（2・完）」北大法学論集 62 巻 6 号、P.103-146、2012、査読無
  5. 田口正樹「フリードベルク城対フリードベルク市——中世後期ドイツの継続的紛争——（1）」北大法学論集 62 巻 5 号、P.1-33、2012、査読無
  6. 林信夫「〔共訳〕テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (21)」法政史学 78 号、P.56-74、2012、査読無
  7. 京都大学ローマ法研究会（代表・林信夫）「〔翻訳〕学説彙纂第 50 巻第 2 章、第 3 章」法学論叢 171 巻 1 号、P.123-143、2012、査読無
  8. 林信夫「〔共訳〕テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (20)」法政史学 77 号、P.59-72、2012、査読無
  9. 西川洋一「〔学界展望〕消滅した国の法と法律家——ドイツ民主共和国法制史」国家学会雑誌 125 巻 1・2 号、P.105-128、2012、査読無
  10. 大月康弘「ビザンツ史から見える世界史の地平——帝国・教会・個人」史友 44 号、P.1-27、2012、査読無
  11. OTSUKI, Yasuhiro, "Pioneer of Byzantine Studies in Japan: Late Prof. Kin-ichi Watanabe's Works," *Mediterranean World*, No.XXI, pp.295-300, 2012、査読無
  12. 神寶秀夫「『マインツ市平和法典』(D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D)) (1437~1444 年)〔訳・註釈〕(3) 完」史淵 149 号、P.109-127、2012、査読無
  13. 新田一郎「後醍醐天皇と中世の隠岐」しまねの古代文化 19 号、P.1-31、2012、査読無
  14. 新田一郎「朝河貫一とアンドレ・ゴンテイエ：福島県立図書館所蔵往復書簡の紹介」東京大学日本史学研究室紀要 16 号、P.110-94、2012、査読無
  15. 田口正樹「ペーター・フォン・アンドラウの帝国論——15 世紀中葉の帝国とドイツ人——」北大法学論集 62 巻 3 号、P.1-47、2011、査読無
  16. 田口正樹「〔翻訳〕ペーター・ランダウ「学識法とドイツ国制史：ハインリヒ獅子公の訴訟とゲルンハウゼン証書」」新世代法政策学研究 12 号、P.149-175、2011、査読無
  17. 田口正樹「〔書評〕桜井利夫『ドイツ封建社会の構造』」法制史研究 60 号、P.263-266、2011、査読無
  18. 林信夫「『勅法彙纂』第 8 巻第 17 章第 11 法文について——「公証人」の生成過程解明のために——」立命館法学 333・334 号、P.1132-1154、2011、査読無
  19. 西川洋一「〔翻訳〕ペーター・ランダウ「アルキポエタ：ドイツの最初の詩人法律家——バルバロッサ期の政治的詩人の同定のために」」国家学会雑誌 124 巻 7・8 号、P.1-53、2011、査読無
  20. 西川洋一「12 世紀ドイツにおけるカノン法学の普及——解説にかえて」国家学会雑誌 124 巻 7・8 号、P.54-67、2011、査読無
  21. 西川洋一「〔書評〕若曾根健治『ウァフェーデの研究——ドイツ刑事法史考』」法制史研究 60 号、P.266-269、2011、査読無
  22. 小川浩三「ドイツの法曹養成——大学と理論教育」比較法研究 73 号、P.31-43、2011、査読無
  23. 神寶秀夫「世界史 Q&A 神聖ローマ帝国におけるドイツ王の叙任について教えてください」歴史と地理 644 号、P.47-49、2011、査読有
  24. 松本英実「〔翻訳〕アンダース・ウィンローズ「19 世紀および 21 世紀におけるグラーツィアヌス教令集の校訂——リヒターとフリードベルクから今日まで——」」19 世紀学研究 5 号、P.113-122、2011、査読有
  25. 新田一郎「〔学界展望〕国立臺灣大學圖書館「日治法院檔案資料庫」」国家学会雑誌 124 巻 7・8 号、P.187-190、2011、査読無
  26. 京都大学ローマ法研究会（代表・林信夫）「〔翻訳〕学説彙纂第 43 巻第 1 章」法学論叢 167 巻 6 号、P.110-123、2010、査読無
  27. 西川洋一「オットー・ブルナーの「ラント」論をめぐるいくつかの問題」国家学会雑誌 123 巻 11・12 号、P.108-158、2010、査読有
  28. 大月康弘「ビザンツ国家の行政機構と教会組織——地域統合の制度とイデオロギー」歴史学研究 872 号、P.157-165、2010、査読無
  29. 小川浩三「幾度もサヴィニーの名を——法学と法典」法律時報 82 巻 10 号、P.23-28、2010、査読無
- [学会発表] (計 27 件)
1. 林信夫「古代ローマ社会における法の描き方」平成 24 年度法学会秋季学術講演

- 会 (京都大学)、2012 年 12 月 13 日
2. 大月康弘「現代世界とビザンツ史——世界史への視座・日本からの視点」愛知学院大学文学部 2012 年度特別講演 (愛知学院大学)、2012 年 11 月 9 日
  3. MATSUMOTO, Emi, “L’idee de juridiction mixte (ou systeme mixte) pour comprendre le droit japonais,” Xeme Seminaire franco-japonais de droit public “Transferts des cocepts juridiques en droit public” (京都大学)、2012 年 9 月 17 日
  4. 松本英実「混合法系の観点」法制史学会・立教大学共催・国際シンポジウム「信託の国際的変容——比較法制史の観点から」(京都大学)、2012 年 9 月 15 日
  5. NISHIKAWA, Yoichi, “Eine Periodisierung der ostasiatischen Rechtsgeschichte?,” East Asian - European Dialog (Goethe-Universität Frankfurt am Main, Germany), 2012.8.21
  6. MATSUMOTO, Emi, “Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems,” 九州大学法政学会シンポジウム (九州大学)、2012 年 6 月 4 日
  7. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」比較法学会第 75 回学術総会 (京都大学)、2012 年 6 月 2 日
  8. MATSUMOTO, Emi, “Sources of Law in the Globalization,” 混合法研究会 (キャンパスプラザ京都)、2012 年 5 月 31 日
  9. 新田一郎「「法」と「怪異」のあいだ——法制史学は「怪異」をいかに語らないか」東アジア怪異学会第 76 回定例研究会 (京都大学東京オフィス)、2011 年 12 月 17 日
  10. 大月康弘「ビザンツ史から見える世界史の地平——帝国・教会・個人——」青山学院大学史学会第 31 回大会特別講演 (青山学院大学文学部)、2011 年 12 月 10 日
  11. MATSUMOTO, Emi, “Potential of the Mixed Legal System Approach: Japanese Law Seen as a Mixed System,” 50th Anniversary Conference of Québec Society of Comparative Law (University of Sherbrooke, Canada), 2011.10.28
  12. MATSUMOTO, Emi, “Legal Process in Modern Japan before the Codification,” The 20th British Legal History Conference (University of Cambridge, United Kingdom), 2011.7.15
  13. MATSUMOTO, Emi, “Two Perspectives on Mixed System -Japan-,” World Society of Mixed Jurisdiction Jurists (Hebrew University of Jerusalem, Israel), 2011.6.21
  14. 新田一郎「明治前期の裁判資料：民事判決原本データベースの紹介」第 3 回幕末明治研究会 (明星大学日野校)、2011 年 6 月 18 日
  15. 小川浩三「ドイツの法曹養成——大学と理論教育」比較法学会第 74 回総会 (法政大学市ヶ谷キャンパス)、2011 年 6 月 5 日
  16. MATSUMOTO, Emi, “Japanese Law as a Mixed Legal System,” Global Law and Global Legal Theory (Maison Franco-Japonaise, Tokyo, Japan), 2011.6.3
  17. 大月康弘「ビザンツ帝国と「第 2 のローマ」論——帝権の座所とその移転」日本西洋史学会第 61 回大会小シンポジウム I——中世ヨーロッパ世界にとっての「ローマ」(日本大学文理学部)、2011 年 5 月 15 日
  18. MATSUMOTO, Emi, “Japanese Law as a Mixed Legal System,” Seminar “Mixed Legal Systems: Japan and South Africa” (University of South Africa, South Africa), 2011.2.15
  19. MATSUMOTO, Emi, “Japanese Law as a Mixed Legal System,” 1st Private Law Seminar 2011 (Stellenbosch University, South Africa), 2011.2.7
  20. MATSUMOTO, Emi, “Japanese Law as a Mixed Legal System,” Mixed Legal System Seminar (Tulane Law School, New Orleans, U.S.A), 2010.9.27
  21. OTSUKI, Yasuhiro, “Levissi Village (Kaya) and the Population Exchange between Greece and Turkey,” Mediterranean Studies Group Workshop (Trieste University, Italy), 2010.9.2
  22. 大月康弘「ビザンツ国家の行政機構と教会組織——地域統合の制度とイデオロギー」歴史学研究会合同部会 (専修大学生田キャンパス)、2010 年 5 月 23 日
  23. 西川洋一「「政治的フォルク史」から「旧ヨーロッパ」へ——オットー・ブルンナーのラント論をめぐって」東京大学基礎法学会 (東京大学)、2010 年 4 月 17 日
- 〔図書〕 (計 16 件)
1. 神寶秀夫『中・近世ドイツ統治構造史論』(創文社)、P.1-283、2013
  2. 田口正樹「中世後期ドイツの学識法曹と政治・外交活動」長谷川晃【編著】『法のクレオール序説——異法融合の秩序学』(北海道大学出版会)、P.117-141、2012
  3. 大月康弘「ビザンツ人の終末論——古代末期における世界年代記と同時代認識」甚野尚志・益田朋幸【編】『ヨーロッパ中世の時間意識』(知泉書館)、P.5-25、2012
  4. 神寶秀夫「中・近世ドイツ都市と共同体」

- 光藤宏行【編】『コミュニケーションと共同体』（九州大学出版会）、P.131-144、2012
5. 新田一郎「法と歴史意識の展開」 苅部直・黒住真・佐藤弘夫・末木文美士・田尻祐一郎【編】『日本思想史講座 2——中世』（ベリかん社）、P.115-146、2012
  6. 田口正樹【著】李玉璽【訳】「近代初期徳意志警察條令與刑事司法」政治大學法學院基礎法學中心【編】『法文化研究 継受與後継受時代的基础法學』（元照出版）、P.181-200、2011
  7. 西川洋一「フリードリヒ一世・バルバロッサ期の国王裁判権」渡辺節夫【編】『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』（創文社）、P.9-35、2011
  8. 大月康弘「イヴォロン修道院の所領形成と帝国統治」渡辺節夫【編】『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』（創文社）、P.282-311、2011
  9. 小川浩三「分析 論証の論証：日本における法学的論証と結果志向」トイブナー・グンター【編】村上淳一・小川浩三【訳】『結果志向の法思考——利益衡量と法律家的論証』（東京大学出版会）、P.189-229、2011
  10. シイエス【著】稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実【訳】『第三身分とは何か』（岩波書店）、P.1-257、2011
  11. 新田一郎「律令・式目——「法」テキスト下注釈の非「法学」的展開——」前田雅之【編】『中世文学と隣接諸学 5 中世の学芸と古典注釈』（竹林舎）、P.220-240、2011
  12. 新田一郎「古典としての天皇」河内祥輔・新田一郎『天皇の歴史 4 天皇と中世の武家』（講談社）、P.181-353、2011
  13. 村上淳一・小川浩三【訳】『結果志向の法思考——利益衡量と法律家的論証』（東京大学出版会）、P.1-236、2011
  14. 小川浩三「R. ツィーママンの比較法学とローマ法学」戒能通厚・石田眞・上村達男【編】『法創造の比較法学——先端的課題への挑戦』（日本評論社）、P.151-167、2010
  15. 小川浩三「〔翻訳〕ラインハルト・ツィーママン「法制史と比較法」」戒能通厚・石田眞・上村達男【編】『法創造の比較法学——先端的課題への挑戦』（日本評論社）、P.241-270、2010
  16. 新田一郎「中世後期の政治思想」宮地正人・河内祥輔・藤井譲治・栄沢幸二【編】『新体系日本史 4 政治社会思想史』（山川出版社）、P.138-172、2010

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

田口 正樹 (TAGUCHI MASAKI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：20206931

### (2)研究分担者

林 信夫 (HAYASHI NOBUO)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40004171  
西川 洋一 (NISHIKAWA YOICHI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：00114596  
大月 康弘 (OTSUKI YASUHIRO)  
一橋大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：70223873  
小川 浩三 (OGAWA KOZO)  
専修大学・法学部・教授  
研究者番号：10142671  
神寶 秀夫 (SHINPO HIDEO)  
九州大学・大学院人文科学研究院・教授  
研究者番号：90118331  
松本 英実 (MATSUMOTO EMI)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授  
研究者番号：50303102  
新田 一郎 (NITTA ICHIRO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：40208252

### (3)連携研究者

佐藤 彰一 (SATO SHOICHI)  
名古屋大学・高等研究院・特任教授  
研究者番号：80131126  
山田 欣吾 (YAMADA KINGO)  
一橋大学・名誉教授  
研究者番号：70017523  
石川 武 (ISIKAWA TAKESHI)  
北海道大学・名誉教授  
研究者番号：20000648  
石部 雅亮 (ISHIBE MASASUKE)  
大阪市立大学・名誉教授  
研究者番号：90046970  
村上 淳一 (MURAKAMI JUN'ICHI)  
東京大学・名誉教授  
研究者番号：80009795  
石井 紫郎 (ISHII SHIRO)  
東京大学・名誉教授  
研究者番号：00009797